平成２９年（フ）第９３号
埼玉県吉川市中曽根１丁目22番地11
債務者　山口　和代
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
埼玉県吉川市美南１丁目19番地４　アンクレージュＢ棟105号
債務者　島村　志麻（旧姓横澤）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
千葉県長生郡睦沢町川島1586番地５
債務者　浅野　貞子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
千葉県茂原市小林2614番地５
債務者　髙山由美子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第２号
千葉県いすみ市高谷2107、住民票上の住所千葉県千葉市若葉区桜木１丁目10番１号
債務者　藤平　明人
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第６号
千葉県長生郡白子町関871番地
債務者　渡邉　敬介
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第９号
千葉県茂原市町保12番地135
債務者　佐々木圭悟
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第２号
新潟県加茂市桜沢10番17号　市営住宅48号室
債務者　藤田由美子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第１３号
新潟県三条市笹岡2500番地
債務者　勝沼　要子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第１号
富山県魚津市宮津1486番地
債務者　中村　　智
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第３１号
山梨県笛吹市石和町小石和530番地５
債務者　佐久間和子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２号
長野県上田市上田原1115番地14　赤坂ハイツＡ－３号
債務者　上田　敏光
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第２０７３号
名古屋市緑区鳴海町字有松裏16番地の１　Ｋｙｏｅｉ　Ｂｌｄ　205号、従前の住所愛知県豊明市新栄町５丁目１番地１　グローリアスコート豊明新栄第５－703号
債務者　土居　詩織
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１７号
名古屋市守山区桔梗平２丁目1001番地　第２グリーンコーポ守山206号、従前の住所名古屋市守山区金屋２丁目397番地　宝マンション新守山イースト613号
債務者　神崎　峯子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５号
岩手県下閉伊郡岩泉町中島字長内140番地
仮設住宅小本団地１－３、旧住所岩手県下閉伊郡岩泉町袰野字袰野41番地１
債務者　穂髙　三枝
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第３号
岩手県宮古市近内２丁目10番１－103号　市営住宅、旧住所岩手県宮古市日の出町７番１号　日の出町仮設住宅10棟４号
債務者　清水　重行
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第７号
福島市笹谷字道場６番地の１　エトワールＫＢ102号、従前の住所福島市さくら２丁目８番地の４　ヴィラ・アヴェニール205
債務者　渡部　大介
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
福島地方裁判所